



平成 18 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 ナ ナ オ
代表者名 取締役社長 実盛 祥隆
(コード番号 6737 東証第一部)
問合せ先 総務部長 出南 一彦
電話番号 076(275)4121

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 28 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 21 日開催予定の第 39 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上及び費用の節減のため、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、現行定款第 4 条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）並びに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、以下の変更を行うものであります。
 - ①単元未満株式について行使できる権利について、変更案第 9 条の規定を新設するものであります。
 - ②株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 17 条の規定を新設するものであります。
 - ③取締役会のより効率的・機動的な運営を可能とするため、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 24 条第 3 項の規定を新設するものであります。
 - ④期待される役割を十分発揮できるよう、取締役及び監査役に関しては取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定並びに社外役員及び会計監査人に関しては責任限定契約を締結することができるよう、変更案第 30 条の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 30 条第 1 項の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。
 - ⑤機動的な資本政策、配当政策を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により実施できるよう、変更案第 32 条を新設するものであります。

⑥その他全般に亘り、会社法の施行に伴い必要とされる事項につき所要の変更を加えるとともに、表現の変更及び構成の整理等を行うものであります。

(3) 当社は、経営監督体制・業務執行体制強化を図るため、平成 16 年 6 月より執行役員制度を導入しておりますが、同制度の定着に伴い、変更案第 20 条の取締役の員数を削減するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機器、電子機器の開発、製造、販売 2. 遊技機の開発、製造、販売 3. 電子部品の開発、製造、販売 4. 医療機器の開発、製造、販売 5. コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェアの開発、製造、販売 6. 前各号に付帯する一切の業務 	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機器、電子機器の開発、製造、販売 2. 遊技機の開発、製造、販売 3. 電子部品の開発、製造、販売 4. 医療機器の開発、製造、販売 5. コンピュータ機器、ビデオ機器、遊技機、医療機器及び関連機器のソフトウェアの開発、製造、販売 6. 前各号に付帯<u>関連</u>する一切の業務
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(<u>機関</u>)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
<p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載<u>する。</u></p>	<p>(<u>公告方法</u>)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、65,000,000 株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、65,000,000 株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式数は100株とする。 ② 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	<u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u>
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>
<u>(単元未満株式の買増請求)</u> 第7条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
<u>(自己株式の買受)</u> 第8条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(削除)
<u>(株式取扱規程)</u> 第9条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱、その他株式に関する <u>手続並びに手数料は取締役会</u> の定める株式取扱規程による。	<u>(株式取扱規程)</u> 第11条 当社の株式に関する <u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u> による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> (削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>② <u>前項のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は<u>毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>本店所在地及びその隣接地において招集する。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 15 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u></p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第 13 条 (省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 16 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議要件)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② 商法第 343 条に定める特別決議は、<u>株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、<u>株主総会ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 16 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当会社に取締役 15 名以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、12 名以内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任)</p> <p>第 18 条 (省略)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>する</u>。</p> <p>③ (省略)</p>	<p>(選任)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 <u>取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役等各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役等各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 21 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② (省略) (新設)</p> <p>③ <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会</u>の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 24 条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に<u>欠員又は事故</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会</u>において定める取締役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第 22 条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	(削除)
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 23 条 当会社に監査役 4 名以内を置く。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 25 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>
<p>(選任)</p> <p>第 24 条 (省略)</p> <p>② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(選任)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 26 条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(監査役会)</p> <p>第 27 条 (省略)</p> <p>② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>② 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p><u>(損害賠償責任の一部免除)</u></p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第6章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第29条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。</u></p>	<p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第31条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第32条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第 30 条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対してこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 33 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>② <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>③ <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 32 条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上